

議案第108号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「常勤職員の例」の次に「に準じて、規則で定めるところ」を加える。

第6条第6項中「、休日勤務手当及び期末手当」を「及び休日勤務手当」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 7 期末手当は、一般職の常勤職員の例に準じて、規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては、期末手当は支給しない。

令和2年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

国の一般職の職員の給与改定の状況に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。